

公 告

塩尻市保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

塩尻市長 百 瀬 敬

1 業務概要

(1) 業務名称

塩尻市保育園給食調理業務委託

(2) 目 的

本市では、令和 8 年度から保育園給食調理業務委託を実施するにあたり、衛生管理及び食物アレルギー等へのきめ細かい対応、園児に安心安全な給食を提供できる技術と知識、さらに豊富な経験を兼ね備えた事業者を募集し、受託候補者を選定する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うために必要な事項を定める。

(3) スケジュール

	内 容	日 時
1	募集要領等の公表・公開	令和 7 年 9 月 3 0 日(火)
2	参加表明の提出期限	令和 7 年 1 0 月 1 日(水)午前 9 時から 令和 7 年 1 0 月 2 3 日(木)午後 3 時まで
3	提案書の提出期間	令和 7 年 1 0 月 1 日(水)午前 9 時から 令和 7 年 1 1 月 6 日(木)午後 3 時まで
4	施設見学の申込期間	令和 7 年 1 0 月 1 日(水)午前 9 時から 令和 7 年 1 0 月 8 日(水)午後 3 時まで
5	質問書受付期間	令和 7 年 1 0 月 1 日(水)午前 9 時から 令和 7 年 1 0 月 9 日(木)正午まで
6	施設見学	令和 7 年 1 0 月 1 5 日(水)から 令和 7 年 1 0 月 2 0 日(月)まで
7	プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和 7 年 1 1 月 2 6 日(水)

8	審査結果通知	令和7年11月下旬
9	契約予定日	令和8年1月中旬

2 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げるすべてを満たす企業とする。

- (1) 令和7・8・9年度入札参加資格「製造の請負・物品の買入れ・その他」のうち「13その他の業務－25給食業務」に申請していること。
- (2) 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

3 その他

提案、選考、契約、業務委託等の詳細については、「塩尻市保育園給食調理業務委託プロポーザル実施要領」、「給食調理業務委託仕様書」等を参照してください。

4 担当課

塩尻市こども教育部保育課保育園運営係

郵便番号 399-0786

住 所：長野県塩尻市大門七番町3番3号

電 話：0263-52-0280（内線3172・3174）

メール：genki@city.shiojiri.lg.jp

担 当：上村・浦沢